

告 発 状

(兵庫県職員によるみだりな殺傷行為と器物損壊罪)

2016年10月31日

神戸地方検察庁 御中

〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル4階
植田法律事務所
告発人 THEペット法塾
THEペット法塾代表
弁護士 植 田 勝 博
電話06-6362-8177、FAX06-6362-8178

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁
兵庫県知事
被告発人 井 戸 敏 三

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁
健康福祉部健康局生活衛生課
被告発人 職員 氏名不詳 複数
犬猫を保護した当日に殺処分を指示した担当者

〒656-2142 兵庫県淡路市塩田新島5丁目3番
兵庫県動物愛護センター淡路支所
被告発人 職員 氏名不詳 複数
犬猫を保護した当日に殺処分をした担当者

告発の趣旨

- 一 被告発人らは、平成26年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間、兵庫県動物愛護センター淡路支所（住所：兵庫県淡路市塩田新島5-3）において、

飼主不明の犬38頭、猫120頭を、同支所が引取をした当日（以下「即日殺処分」という）に殺害したものである。

二 被告発人らの内、被告発人井戸敏三知事は、兵庫県動物行政を運営する責任者であるところ、他の被告発人らが兵庫県動物愛護センター淡路支所にて、第一の犬猫の殺害をすることの指示をし、あるいはその報告を知っていたものであり、被告発人らは共謀の上、その殺害行為をしたものである。

捜査の上、起訴されることを求める。

罪名及び罰状

- 1 器物損壊罪 刑法261条
- 2 証拠隠滅罪 刑法104条
- 3 動物愛護法違反 44条違反、35条違反

告発の理由

第1 兵庫県職員による動物の即日殺処分の事実

1 兵庫県動物愛護センター淡路支所の殺処分数の内容（添付資料一）

平成26年度兵庫県愛護センター淡路支所の殺処分数の内容は次の通りである。

平成26年度殺処分総数460頭（犬 235頭 猫 225頭）。

① 加東市ガス処分数254頭

② 淡路支所にて注射処分185頭

内訳、即日（当日及び翌日を含む）処分162 頭（受入当日136頭、受入翌日26頭）

内容 犬49頭（飼主からの持込14頭。飼主不明が35頭）

猫113頭（全て所有者不明）

*総数とガス、注射処分の計が合わないのは、途中で死亡のため。

- (1) 殺処分は麻酔注射で行う。
- (2) ちなみに、兵庫県は、炭酸ガス殺処分を止めることが出来ない理由は、「大人しくないと静脈注射が出来ないため」と説明した（平成27年10月13日、説明者淡路支所長杉原未規夫）。加東市ガス処分数254頭の犬猫全てが「大人しくないと静脈注射が出来ない」とは到底考えられない。説明は虚偽説明というべきである。
- (3) 犬猫の所有者がいたときは、即日殺処分をしているので、県は「2000円」の金額を払う。（これは、単に一方的な賠償金を決めているに過ぎず被害者への強制力をもつものとは認められない。一般的な「みだりな殺傷」行為に対する損害賠償の責任は免れない）
- (4) 引き取り願（「犬の引き取り願」「ねこの引き取り願」）の書類に「条例第28条2項にもとづき、処分したため公示せず」というゴム印が押されている。そして、処分した個体の金額が記載される。評価額は一頭あたり「500円」とされたゴム印の500円を二重線で消し「2000円」と書いている。殺処分された犬猫の飼い主が現れたときに支払う金額だということである。

「500円」という金額設定は、平成23年10月に「2000円」に値上げされたとのことである（平成27年12月4日に、岡田氏が淡路支所杉原所長、斎藤課長から聞き取り）。

- (5) 「即日殺処分」は、捕獲収容や引き取り願いの記録とを照らし、その日のうちに公示せずに処分されている。

これについて、岡田実千代氏が、平成28年10月14日に、兵庫県職員県生活衛生課村田氏に確認したところ、杉原氏は即日処分ではないと説明した。その説明は、「即日殺処分ではなく、様子を見て条例第28条2項にもとづく処分をしている」との説明をした。しかし、事実は「即日殺処分」で事実と反しており、条例第28条2項は「治療等をする義務。治療等を講じても回復等の見込みがないとは処分する」との規定でこれにはあたらない（なお、後述の通り、条例自体が違法の規定である）。「様子を見る」との点も時間もない即日処分で事実と反する。

兵庫県職員の説明というのは、虚偽の申し向けで、犯罪を隠蔽する説明がされていた。

第2 兵庫県職員による動物の即日殺処分の犯罪行為

1 所有者不明動物の即日殺処分

— 県の犯罪 1

(1) 所有者不明の動物は遺失物である。

所有者不明動物、犬38頭、猫120頭の合計158頭は遺失物である。遺失物法に基づき14日間の公示をして所有者探しをして、所有者が見付からないときは拾得者にその権利が移り、拾得者が取得しないときは警察において処分（売却、里親、愛護団体など。殺処分は最後の手段）する。

遺失動物の所有権は遺失物法による公示手続によって14日間の公示期間が経過すると所有者は所有権を失う（民法240条）。しかし、県は遺失物法の公示をしないので、所有者の所有権は失われず、所有者のある動物の即日殺処分は、他人の所有物を殺す器物損壊罪（刑法261条）の犯罪である。

このような犯罪の殺処分は合法の殺処分とは認められず、「みだりな殺傷罪」の犯罪（動愛法44条、2年以下の懲役ないし200万円以下の罰金）である。

(2) 兵庫県淡路支所の職員は、所有者不明の犬猫158頭を即日殺害している。

(3) 所有者探しもせずに殺処分をすれば、当然、その中に所有者のいることは推定されるどころ、所有者のいる動物がいること予定しながら殺害することは、器物損壊罪及び動物殺傷罪の犯罪の故意犯である。県は、所有者が出たときは「2000円」の損害賠償義務を負担することを予定してしていることから、県は上記犯罪の未必の故意犯と認定ができる。

県が堂々と故意犯の犯罪行為を行政行為の中に取り込んでいることは、租税をもって犯罪がなされているもので、一般市民に比してその責任は重大であり、厳しくその犯罪が摘発され検挙されることを求める。

なお、県は「動物の愛護及び管理に関する」条例28条による措置とするが、後

述の通り、同条例は、疾病などの治療をして回復の見込みがないものの安楽死の規定であって、犬猫125頭の即日殺害がこれにあたることは、他の健康な犬も即日殺処分をしている証拠からも、非常識かつ経験則に反して、明らかな嘘である。

条例に拠らない、みだりな殺害がなされていることが認められ、嘘の説明がされている。

2 所有者不明の犬猫の内、所有者のいる動物以外の動物は所有者のいない動物の殺処分であって、その犯罪がされている。

(1) 所有者のいない犬猫は、全て遺棄犬か遺棄されるなどをした野良猫であって、これを即日殺害することは犯罪行為である。

動物遺棄は遺棄罪（動愛法44条）の犯罪であり警察の捜査が必要である。

遺棄動物は、動物遺棄罪の犯罪の端緒の事実で証拠である。まず、上記のとおり遺失物法の2週間の公示による所有者探しの義務があるが、これを即日殺処分する淡路支所の行為は、犯罪の証拠を毀滅滅失させる行為である。遺棄罪の犯罪の疑いのある動物を、警察に通報、届出をせず即日殺処分をすることは、犯罪証拠を隠滅する行為（刑法104条）である。

公務員は犯罪の嫌疑があると思料されるときは警察への届け出、告発を行うことが公務員の義務である（刑訴法239条2項「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない」）。

(2) 兵庫県淡路支所の職員は、所有者不明の犬猫125頭を即日殺害している。所有者のいる動物（上記の通り器物損壊罪等の犯罪）以外の全ての動物は証拠隠滅罪の犯罪行為である。 一県の犯罪 2

(3) 野良猫の殺処分の禁止、保護義務違反と、みだりな殺傷罪（動愛法44条）

野良猫は基本的に殺処分目的の行政の引取は禁止される（動愛法24年改正の付帯決議8項）。野良猫は、地域に戻し、地域猫として、官民一体で生存をはかることが行政の責任というべきである。

所有者不明の野良猫は、まず、遺失物法による所有者探しをし、所有者が出て来ず、拾得者が譲渡を受けなければ、原則は行政の引取禁止であり、これに反して引取殺処分は許されない。法律の解釈、運用、指針の国会決議である（動愛法35条に関する付帯決議、解釈基準）。

動愛法付帯決議に反する殺害は「みだりな殺傷罪」（動愛法44条）の犯罪といわざるを得ない。 一県の犯罪 3

3 所有者の持ち込み動物の動愛法違反（動愛法35条1、2項、付帯決議違反）

一県の犯罪 4

(1) 所有者自身による持ち込み動物の即日殺処分は、淡路支所では、上記の通り犬14頭である。

淡路支所の説明では、「所有権放棄20頭の即日処分の大半は土佐犬である。」とする。具体的な殺処分をした犬の説明は次のとおりである。

土佐犬もみじ 7歳	鳴き声のため
ナツコ 2歳	鳴き声のため
オス 2歳	鳴き声でクレーム興奮状態
てつ 3歳	飼い主に噛みつき手に負えない
くろ 3歳	飼い主に噛みつき手に負えない
オス 2歳	きつくて手に負えなくなった
オス 2歳	きつくて手に負えなくなった
オス 4歳	きつくて手に負えなくなった
メス 2歳	きつくて手に負えなくなった
クー 1歳	人を噛むため
計10頭	

(2) 上記の所有者の放棄犬を見ると、「鳴き声」や「きつくて手に負えなくなった」とするものである。条例28条は、「治療をしても回復の見込みがないときに

殺処分する」としているが、これは到底、認められない。

犬が見慣れない人に接すれば、恐怖と防御のために吠えることは必然である。飼主は終生飼養義務があるところ、当然、動愛法35条の引取制限に反する。さらに言えば、「土佐犬」というのは、明確な「特定動物」（動愛法26条）にあたるものではない限り不当な説明で、虚偽的説明である。

多数の放棄犬が全て土佐犬というのはいり得ないし、また、仮に土佐犬とすれば、同一人ないし同一の土佐犬ブリーダーとしか考えられない。行政の動物引取制限の義務（動愛法35条）に反する所有者等からの違法な引取と言える。常識から、兵庫県の引取は動物愛護法及び条例に反して違法で、虚偽の事実を申し向けた説明と言える。

(3) 所有者、占有者には、終生飼養義務（動愛法7条）があり、行政は、この義務に違反する動物の持ち込みに対して基本的には引取ができない（動愛法35条1、2項）。兵庫県の引取即日殺処分は、法律上の義務が履行されている証拠はなく、その頭数の多さ、説明の虚偽性からは、引取禁止義務違反の引取がされていると認められる。

(4) なお、県は「動物の愛護及び管理に関する」条例28条による措置とするが、後述の通り、同条例は、疾病などの治療をして回復の見込みがないものの安楽死の規定であって、犬猫16頭の即日殺害がこれにあたることは、他の健康な犬も即日殺処分をしている証拠からも、虚偽の説明で、違法な殺害がされていると認められる。

第3 兵庫県条例、行政の法令違反ないし犯罪

1 兵庫県条例

即日処分する法的根拠は、兵庫県条例「動物の愛護及び管理に関する条例」（平成5年3月29日公布、平成18年3月24日条例第18号改正、平成12年10月11日条例第53号、平成12年12月21日条例第58号、平成13年3月28日条例第28号）28条

2項であるとする。

(1) 同条例の内容は次のとおりである。

① 条例第28条(負傷動物の収容後の措置等)

「1 知事は、法第35条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により犬若しくはねこを引き取った場合、法第36条第2項の規定により動物を収容した場合又は前条第1項の規定により飼い犬を収容した場合において、これらの動物が疾病にかかり、負傷し、又は離乳する前の状態にあるときは、必要に応じて治療等の措置を講ずるものとする。2 知事は、前項の規定により引き取り、又は収容した動物が、同項の措置を講じても回復等の見込みがないと判断したときは、同項の規定にかかわらず、当該動物を処分することができる。」

② 上記条例によれば、「知事は、動物愛護法第35条第1項、2項(行政の引取義務、例外：飼主、業者は除く)において犬若しくはねこを引き取って収容した場合において、これらの動物が疾病にかかり、負傷し、又は離乳する前の状態にあるときは、必要に応じて治療等の措置を講ずる(1項)。その措置を講じても回復等の見込みがないと判断したときは、同項の規定にかかわらず、当該動物を処分することができる(2項)。」とする。これによれば、上記所有者の放棄犬の即日殺処分は、病気や負傷で治療をし、その回復の見込みがないときのみ(苦痛を除くために)殺処分できるというものである。

2 なお、同条例第29条(公示及び処分)は次の通りである。

1 知事は、第27条第1項(「知事は、所有者等が第12条第1項の規定に違反し、鎖等につながれていない飼い犬があると認めるときは、その職員に、これを収容させることができる。」)の規定により収容した飼い犬を保管したときは、所有者の判明しているものにあつては当該所有者に当該飼い犬を引き取るべき旨を通知し、所有者の判明していないものにあつてはその旨を2日間公示するものとする。

2 前項の通知を受けた飼い犬の所有者は、通知が到達した後1日以内に当該

飼い犬を引き取らなければならない。

3 知事は、飼い犬の所有者が前項の期間内又は第1項に定める公示期間満了後1日以内に当該飼い犬を引き取らないときは、これを処分することができる。ただし、所有者がやむを得ない理由により前項に定める期間内又は第1項に定める公示期間満了後1日以内に引き取ることができない旨及び相当の期間内に引き取るべき旨を申し出たときは、その申し出た期間が経過するまでは、これを処分することができない。

3 第1項及び前項の規定(所有者の判明していない飼い犬に係る部分に限る。)は、知事が、法第35条第2項において準用する同条第1項の規定により犬又はねこを引き取った場合及び法第36条第2項の規定により動物を収容した場合について準用する。」

(1) 条例の問題

所有者の判明しているものは所有者に飼い犬の引取を通知し、所有者の判明していないものは2日間公示して処分するとしているが、明らかに法律に反する。

所有者犬は、終生飼養義務に基いて引取を拒否し、行政は引取をすべきではない。もし、これを所有者が引き取りをしなければ、動物遺棄罪で警察への通知、通告をし、告発をすべきである(公務員の犯罪告発義務)。

所有者の判明していないものは2日間公示して処分するとは、法律の根拠はない。前記の通り、遺失物法違反、器物損壊罪、証拠隠滅等の犯罪行為である。

所有者の所有権を侵害する憲法29違反の不法行為である。

本条例は、法律及び憲法に違反しており、不法ないし犯罪を条例で法律及び憲法をねじ曲げることはできない。

同条例は無効であるとともに、速やかにその改正が必要である。そうでなければ兵庫県は無法地帯で、行政が堂々と犯罪を行うことであって許されない。

4 条例と狂犬病予防法違反は同一性がなく、条例は法律違反である。

(1) 殺処分については、狂犬病予防法で2日間の公示をもって殺処分が可能とされるが、その要件、殺処分の手続等が具体的に法律で規定されている。

狂犬病予防法は防疫法であり、同法4条にて、「90日以下の犬は狂犬病への免役があつて罹患しないので狂犬病予防法の対象外で狂犬病予防法による殺処分は許されない。」とする。これによれば、狂犬病に罹患していない犬・猫は狂犬病予防法から除外されることが立法上明らかである。

兵庫県の即日殺処分の犬は上記の通り、犬49頭で、所有者から持ち込まれた犬の健康状況は元気で、狂犬病に罹患している事実は認められない。

兵庫県は、狂犬病予防法にあたらぬ犬猫を膨大に且つ法律の根拠なく殺処分をしており、まさに、みだりな殺傷の犯罪を一般的日常的に、そして、県の動物行政は無法の中で犯罪行為がされていると評価せざるをえない。

(2) 動愛法には、狂犬病予防法のような、殺処分の要件、殺処分の手続等が具体的に法律で規定されていない。動愛法には殺処分規定はなく、動愛法をもって殺処分ができるとの根拠にはならない。

兵庫県の殺処分行政は、狂犬病に罹患していない犬猫も殺害しており、法律に基づかない違法な殺処分行為である。

所有者のいる動物については器物損壊罪（刑法261条）、みだりな殺傷（動愛法44条）に当たる犯罪行為をしていると言わざるを得ない。

5 条例によって、国の定めた犯罪行為を合法化する権能は勿論なく、条例は法律に違反をしており無効と言うべきである。違法、不法の条例は直ちに廃止して、法律に則った条例改正をする義務があると言うべきである。

第4 結論

兵庫県の即日殺処分は上記の点から明らかに犯罪行為であり、兵庫県行政は、虚偽の説明で、これらの犯罪行為を隠蔽してきたものと言うべきである。

このような県の体質は、犯罪隠蔽のための証拠の隠滅がはかられることが推認

されるので、御庁には、早急な捜査と検挙をすることを強く求める。

本件を御庁に告発をするのは、警察においては、都道府県警察体制の中で適切な捜査と起訴の手続がなされない恐れが強く、御庁に告発をする次第である。

添 付 書 類 （一部のみ提出、後日全体を提出する）

証号証（各 1 部）

- 証 1 THE ペット法塾規約
- 証 2 「平成26年度致死処分等診察記録表」集計表
- 証 3 致死処分等診察記録票
- 証 4 犬の引取り願、所有権放棄（台帳番号 1）
- 証 5 犬の引取り願、所有者不明（同 2）
- 証 6 ねこの引取り願、所有者不明（同 4）
- 証 7 兵庫県動物愛護センター淡路支所「所有者不明、負傷動物」台帳（同 1 3）
- 証 8 兵庫県動物愛護センター淡路支所「警察からの犬・ねこ引渡書」台帳（同 8）